

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 26 日

茨城県監査委員	石	井	邦	一
同	鈴	木		将
同	澤	田		勝
同	田	中	美	和

(指摘事項)

監査実施機関名 土浦土木事務所つくば支所	監査実施年月日 令和6年10月11日
○監査の結果 県施行の土地区画整理事業の実施に基づく土地の賃借料の算定において、内部統制が機能せず、支払対象でなくなった者を長期間に渡り含めたままとしたため、賃借料の過払が続いたことは適切でない。	
○措置状況 過払いの相手方（3名）に謝罪のうえ経緯等を説明し、御理解をいただいた上で過払金の返納を依頼し、令和5年9月21日までに3名全てから返納を完了した。 再発防止策として、支所長が、賃借料支払に係る事務のチェックを徹底して行う体制を構築した。具体的には、チェックリストを作成・共有し、複数の担当者（補償担当、換地担当、支援業務担当）によるトリプルチェックを実施することとした。 併せて、関係各課（つくば地区区画整理課、事業調整課）においてそれぞれ作成していた対象者・対象地の一覧表、賃借料支払調書のファイルを一元化したほか、賃借面積や金額などの数値を他資料と突合することにより、エラーを可視化できるようにした。 また、支所内の徴収、支払いを伴う業務について、年間スケジュールを作成し、毎月1回、所内課長会議の際に進捗状況を把握・確認している。 さらに、支出決議の際、土浦土木事務所にも、「対象者・対象地の一覧表」と「賃借料支払調書」を一元化したファイルを提出し、確認を受けることとした。	

(注意事項)

監査実施機関名 県西県民センター	監査実施年月日 委員監査 令和6年11月27日
○監査の結果 特別児童扶養手当の支給事務において、内部統制が機能せず、支給時期を誤認し事務処理が遅延したことにより、75名分、12,449,280円の支給が20日間遅延したこと及び遅延利息17,400円が発生したことは適切でない。	
○措置状況 支給遅延した特別児童扶養手当及び遅延利息について、令和5年11月30日までに受給者への支給手続を完了した。 また、特別児童扶養手当の有期再認定事務について、再認定に必要な書類の提出依頼から手当支給に至るまでの手続と予定時期を記載した進行管理表を作成して地域福祉室内で共有し、室長及び室長補佐が事務手続に遅れが生じていないか定期的に確認するとともに、進行管理表に手続完了日を入力することで、組織的に事務の進捗管理を行える体制を整えた。	